平成 26(2014)年版

呉市の男女共同参画に関する

年次報告

ダイジェスト版

呉市

男女共同参画社会の実現を目指して

少子高齢化の急速な進展や人口減社会の到来，経済環境の変化により，社会は大きな転換期を迎えています。これからの時代を豊かで活力ある確かなものとしていくためには，様々な社会的基盤や資源を活用するとともに，その質的向上に向けた取組が不可欠です。

このような状況下で，男女が互いの人権を尊重しあい，一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は，21 世紀のわが国の最重要課題とされています。

呉市では，平成１３年１２月に，「くれ男女共同参画推進条例」を制定し，市民や事業者と協働しながら，積極的に施策を推進しています。

本書は，条例に基づく年次報告書として作成したものであり，呉市における男女共同参画の現状，平成２５年度に本市が取り組んだ施策の実施状況などを掲載しています。

本書を，一人でも多くの方にご覧いただき，男女共同参画社会の実現に向けての理解と関心を深めるよい契機として，広く活用していただきたいと願っております。

平成２６年１２月

呉市市民部人権センター

● 目 次 ●

Ⅰ　「くれ男女共同参画基本計画(第３次)」の体系 …… 1

Ⅱ　呉市の男女共同参画の現状 …… 2

　１　呉市の基礎データ

　２　〈目標Ⅰ〉 男女がともに，男女共同参画についての意識づくりを進めましょう。

　３　〈目標Ⅱ〉 男女がともに，積極的に社会活動や意思決定過程に参画しましょう。

　４　〈目標Ⅲ〉 男女がともに，仕事と生活をバランスよく送れる環境をつくりましょう。

　５　〈目標Ⅳ〉 男女がともに人権を尊重し，安心して暮らせる環境をつくりましょう。

Ⅲ　呉市の男女共同参画施策の実施状況（平成２５年度の主な取組） …… 7

Ⅳ　「くれ男女共同参画基本計画(第３次）」の指標と現況値・目標値 …… 12

＊グラフ・統計資料は，特に注釈のない限り，本市のデータを示しています。

＊グラフ・統計資料の数字は，平成 15 年4月1日に下蒲刈町，平成 16 年4月1日に川尻町，平成 17 年3月 20 日に音戸町，倉橋町，蒲刈町，安浦町，豊浜町，豊町と合併をしたため，原則として基準期日が合併日以前のものについては旧町分は含まれず，合併日以降のものについては含まれています。

Ⅰ　「くれ男女共同参画基本計画（第３次）」の体系

目標Ⅰ　男女がともに，男女共同参画についての意識づくりを進めましょう。

方針1
男女共同参画の推進に向けた広報・意識啓発を推進します。
- 施策1　広報・意識啓発の推進
- 施策2　男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

方針2
男女共同参画の視点に立った教育・学習による人づくりを進めます。
- 施策1　家庭教育における男女共同参画の促進
- 施策2　保育所・幼稚園・学校における男女平等に関する教育の促進
- 施策3　社会教育における男女共同参画の促進

方針3
男性にとっての男女共同参画を促進します。
- 施策1　男性にとっての男女共同参画の意識啓発と相談機能の充実

目標Ⅱ　男女がともに，積極的に社会活動や意思決定過程に参画しましょう。

方針1
政策・方針の立案，決定過程への女性の参画を拡大します。
- 施策1　市の政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
- 施策2　企業・各種団体等の方針決定過程への女性の参画促進
- 施策3　女性のエンパワーメントの支援と人材情報の提供

方針2
社会・地域活動への男女共同参画を促進します。
- 施策1　まちづくりや防災 ・災害復興 ・環境の分野における男女共同参画の促進

目標Ⅲ　男女がともに，仕事と生活をバランスよく送れる環境をつくりましょう。

方針1
「仕事と生活の調和（ワーク・ ライフ・バランス）」を推進します。
- 施策1「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の広報・啓発の推進
- 施策2　子育てや介護に対する支援
- 施策3　男性のための両立支援

方針2
男女がいきいきと働くことができる職場づくりを支援します。
- 施策1　雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保
- 施策2　多様な働き方を可能にする環境整備
- 施策3　女性のチャレンジ支援

目標Ⅳ　男女がともに人権を尊重し，安心して暮らせる環境をつくりましょう。

方針1
男女の人権が尊重されるように取組を進めます。
- 施策1　男女間におけるあらゆる暴力の防止
- 施策2　ドメスティック・バイオレンスの防止対策の推進
  - 呉市 DV 防止基本計画
- 施策3　メディアにおける男女の人権の尊重

方針2
健康で安定した暮らしを支援します。
- 施策1　生涯を通じた健康づくり支援
- 施策2　互いの性の理解と尊重
- 施策3　社会的な援助を必要とする男女への支援
- 施策4　国際理解を深め，外国人が暮らしやすい環境整備

Ⅱ　呉市の男女共同参画の現状

1　呉市の基礎データ

(1)呉市の人口

①人口

呉市は，平成 15 年度に近隣１町と，平成 16 年度に近隣７町と合併し，その人口は平成 16 年度末に 256,865 人(うち外国人住民 2,517 人)に増加しましたが，25 年度末には 236,856 人(うち外国人住民 2,639 人)まで減少しています。また，男女比では，女性の方が 9,224 人多くなっています。

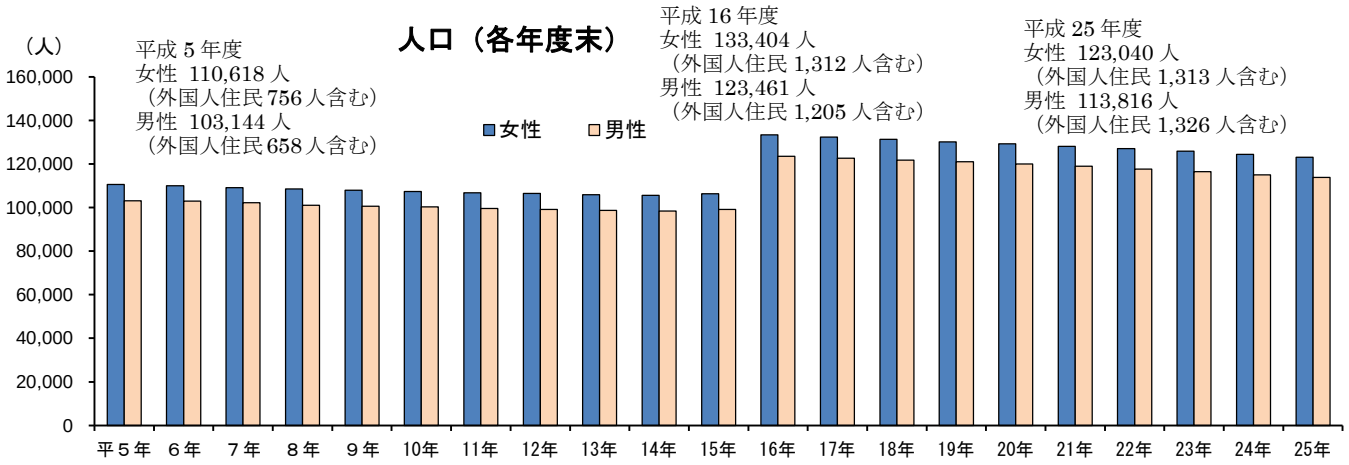

≪資料：住民基本台帳，外国人登録法に基づく登録人口（23 年まで）≫

②高齢者人口及び高齢化率の推移

呉市の 65 歳以上の高齢者人口は年々増加し，平成 22 年には，人口に占める高齢者の割合（高齢化率）は 29.3%となり，全国平均と比べ 6.2%高くなっています。また，平成 22 年の高齢者人口の 58.6%が女性となっています。

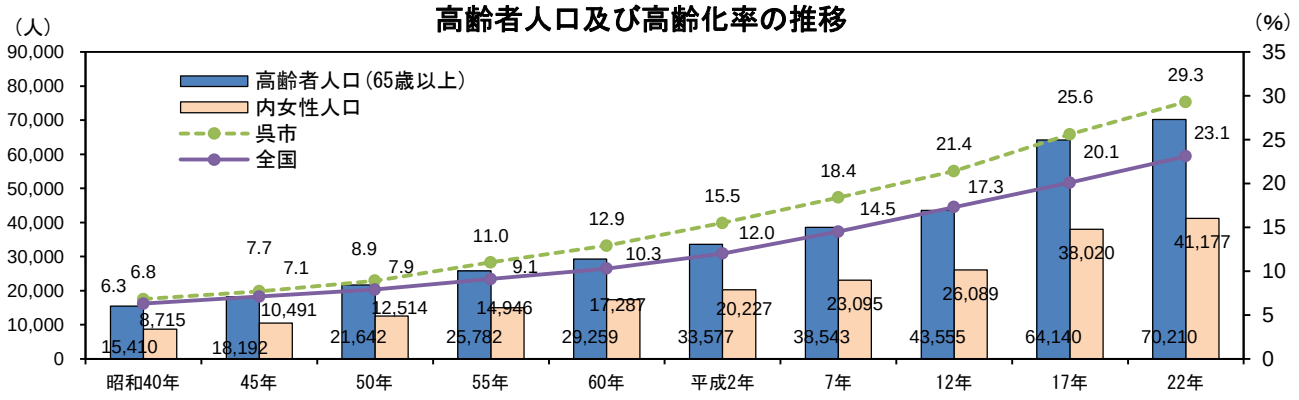

≪資料：国勢調査≫

③合計特殊出生率の推移

呉市の合計特殊出生率(一人の女性が一生に産む子どもの数の平均値)は，平成 17 年から若干上昇したものの，人口を維持するために必要と言われている 2.08 を大幅に下回る状況が続いています。

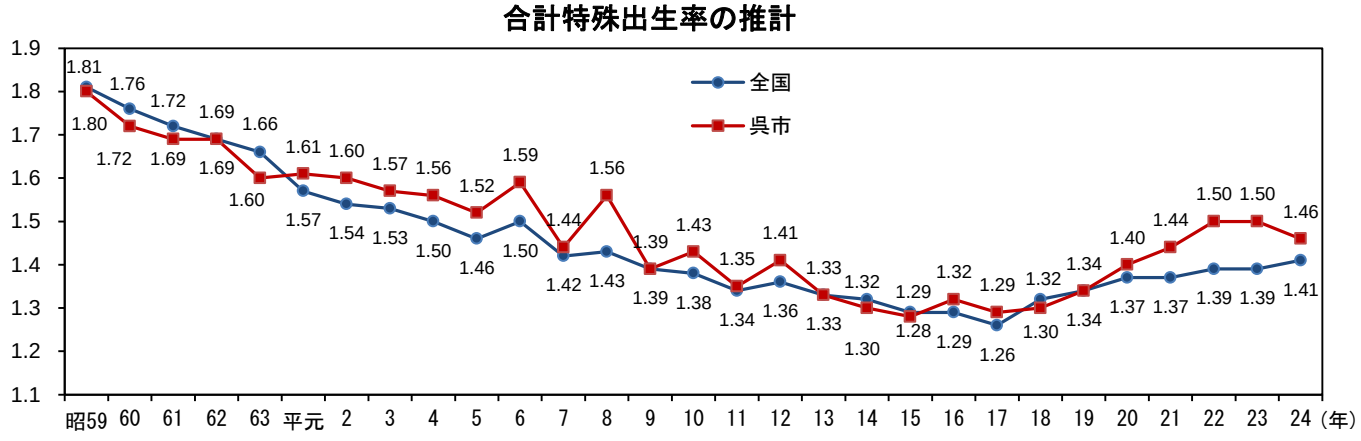

≪資料：厚生労働省「人口動態統計」，呉市調べ≫

2　＜目標Ⅰ＞男女がともに，男女共同参画についての意識づくりを進めましょう。

(1) 性別役割分担意識

「男は仕事，女は家庭」という考え方については，「どちらかといえば賛成しない」が 37.8%，「どちらかというと賛成する」が 28.6%，「反対する」が 20.6%で続いています。『反対派』(58.4%)が『賛成派』(35.5%)を上回っています。

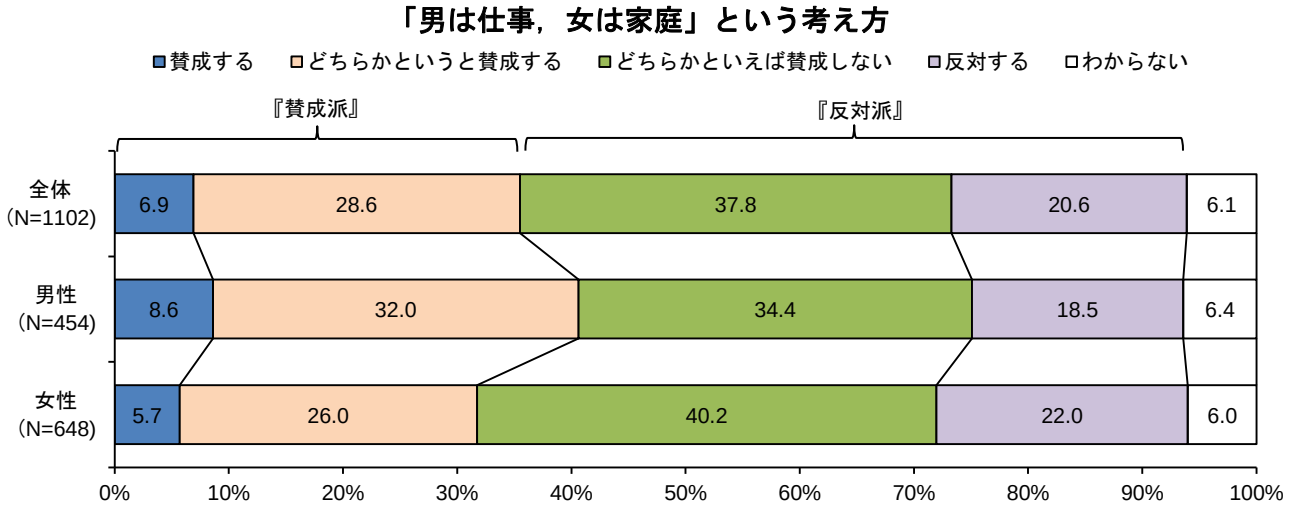

≪資料：男女共同参画市民アンケート調査（平成 23 年　呉市）≫

(2) さまざまな分野における男女の地位の平等感

「男女の地位が平等になっていると思うか」を 8 つの分野についてみると，「家庭生活」「就職や職場」「社会の通念や慣習」「政治や政策決定の場」「社会全体」の分野において，『男性の方が優遇』と回答した人は，6 割を超えています。一方，『平等』と感じている分野は，「学校教育」が 66.9%と最も高く，次いで「法律や制度」で 38.4%となっており，『女性の方が優遇』と回答した分野で 1 割を超えたものはありません。

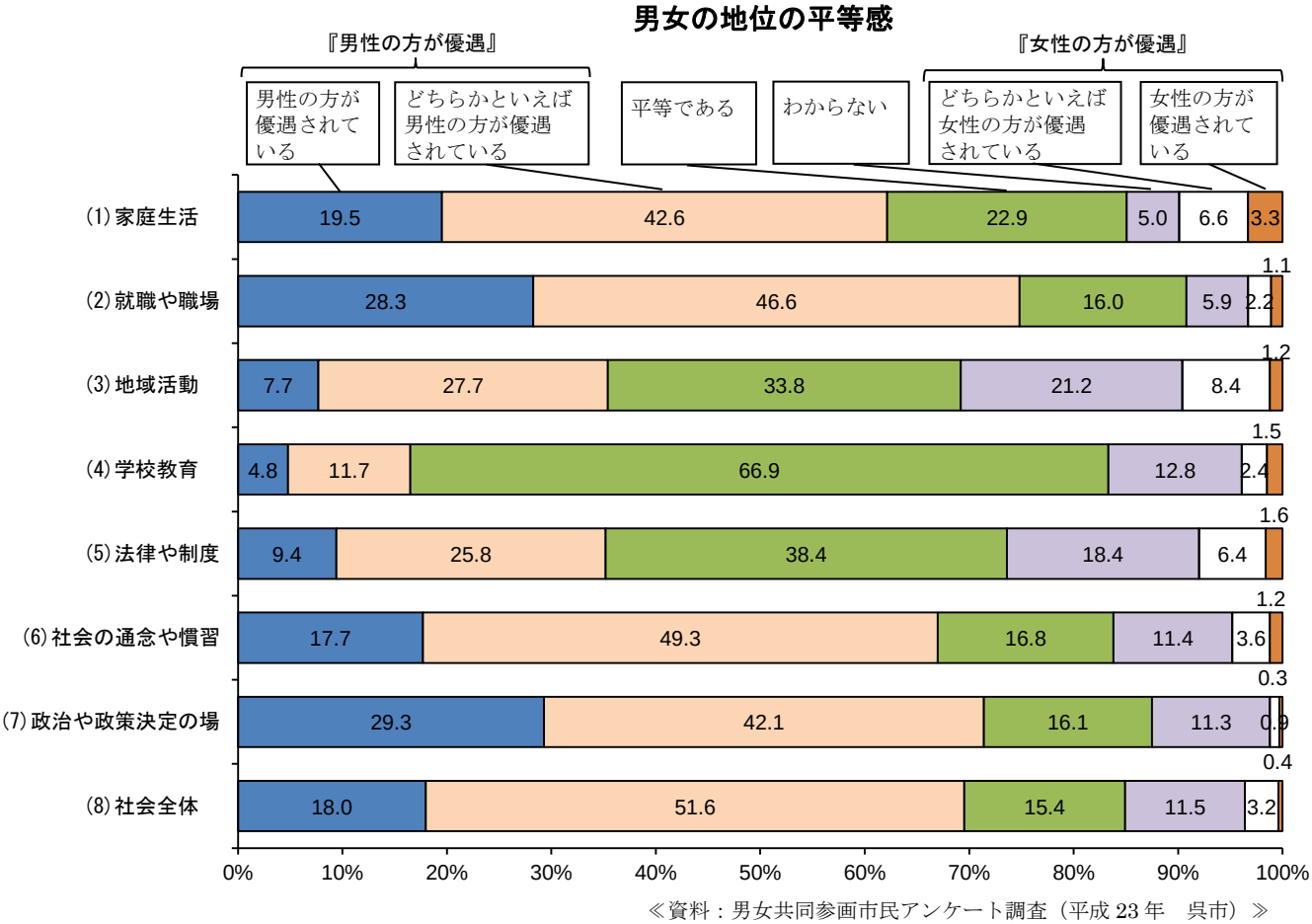

≪資料：男女共同参画市民アンケート調査（平成 23 年　呉市）≫

3　＜目標Ⅱ＞男女がともに，積極的に社会活動や意思決定過程に参画しましょう。

(1) 審議会等における女性の参画状況

呉市の審議会等委員に占める女性の割合は，平成 15 年以降 20%をやや上回る割合で推移しており，平成 26 年 4 月 1 日現在では 23.1%となっています。

審議会等委員に占める女性委員数と割合の推移（各年4月1日）

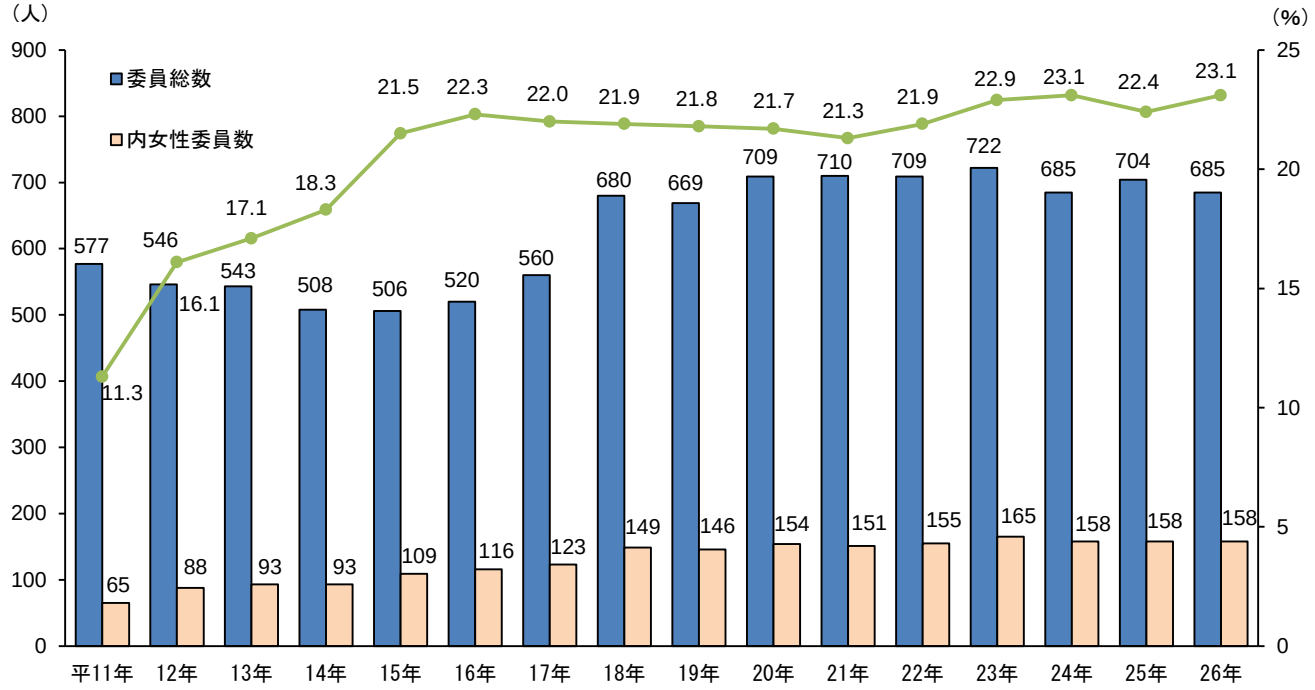

≪資料：呉市調べ≫

(2) 地域活動における男女の役割分担など

地域活動等の現状については，全体では「男性の参加が少ない」が 32.3%「団体の会長に男性がつき，女性は補助的役割につく慣行がある」が 25.2%の順となっています。また，男性は「男性の参加が少ない」が 40.9%で最も多く，女性では「活動の準備や後片づけ等は，女性がやる慣行がある」が 26.8%で最も多くなっています。

地域活動等の現状について（男女の役割分担で思うこと）

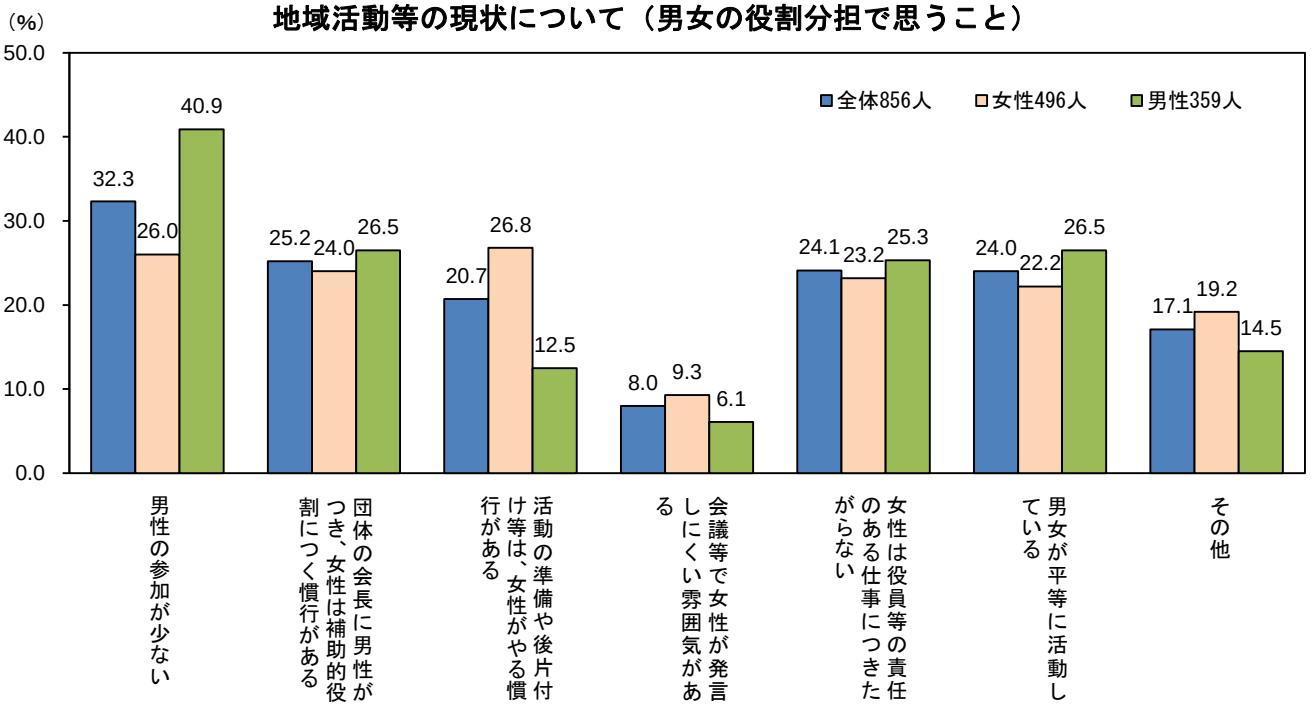

≪資料：男女共同参画市民アンケート調査（平成 23 年　呉市）≫

４　＜目標Ⅲ＞男女がともに，仕事と生活をバランスよく送れる環境をつくりましょう。

(1) M字型を示す女性の労働力率

年齢５歳階級別に呉市の労働力率をみると，男性は２５～５９歳までの各年齢階級で９０％以上と高く台形を描いています。それに対して，女性は２５～２９歳と４５～４９歳を頂点とし，３０～３４歳を谷とするM字カーブを描いていますが，３０～３４歳の労働力率は年々上昇しています。さらには，４５歳以上の女性の労働力率も年々上向き，M字カーブの頂点が右へシフトしてきました。

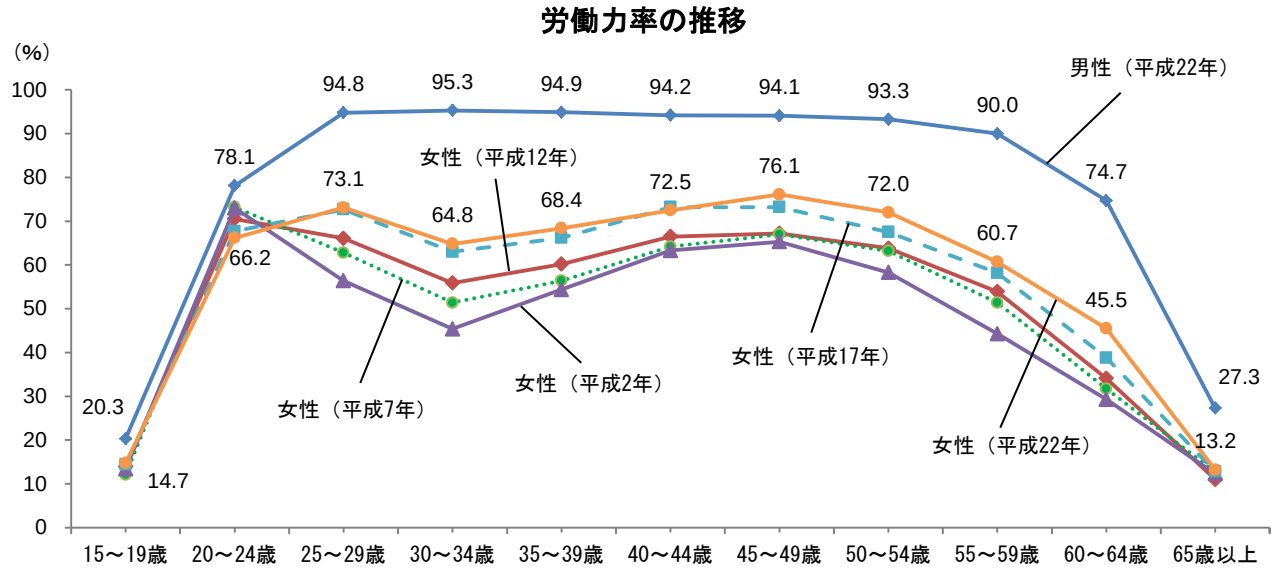

≪資料：国勢調査≫

(2) 男女の賃金

平成 25 年度の女性一般労働者の 1 時間あたりの所定内給与額※は 1,391 円で，男性一般労働者の 1,855 円の 75%にあたり，平成 21 年以降は 7 割を超えていますが，男女間の差には依然として開きがあります。

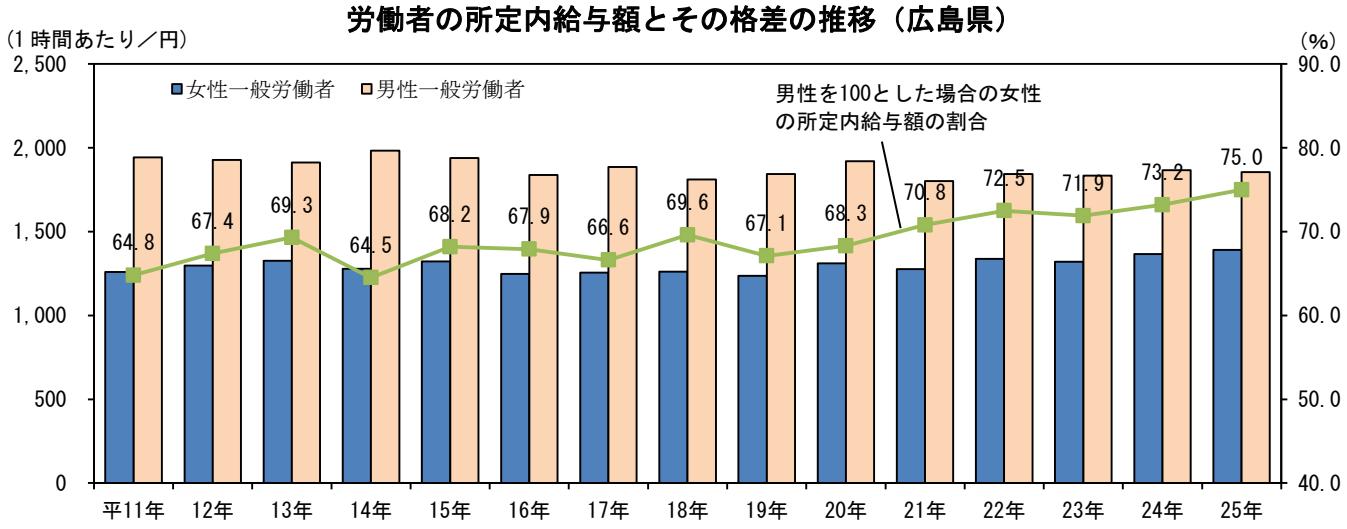

≪資料：賃金構造基本統計調査≫

※労働力率：15 歳以上の人口に占める労働力人口の割合

15 歳以上人口 ┬ 労働力人口 ┬ 就業者（休業者を含む）
　　└ 非労働力人口 ┴ 完全失業者（主に家事従事，学生，高齢者等）

※所定内給与額

労働契約等で定められている現金給与額のうち，超過労働給与額を差し引いた額をいう。

各年６月分として支給された所定内給与額を，同月の所定内労働時間数で除して１時間あたりの額を算出している。

５　＜目標Ⅳ＞男女がともに人権を尊重し，安心して暮らせる環境をつくりましょう。

(1) ドメスティック・バイオレンス※の防止と被害者への支援

全国の「配偶者からの暴力事案の認知状況」，広島県の「DV 認知件数」ともに，年々増加しています。

配偶者からの暴力事案の認知状況（全国）

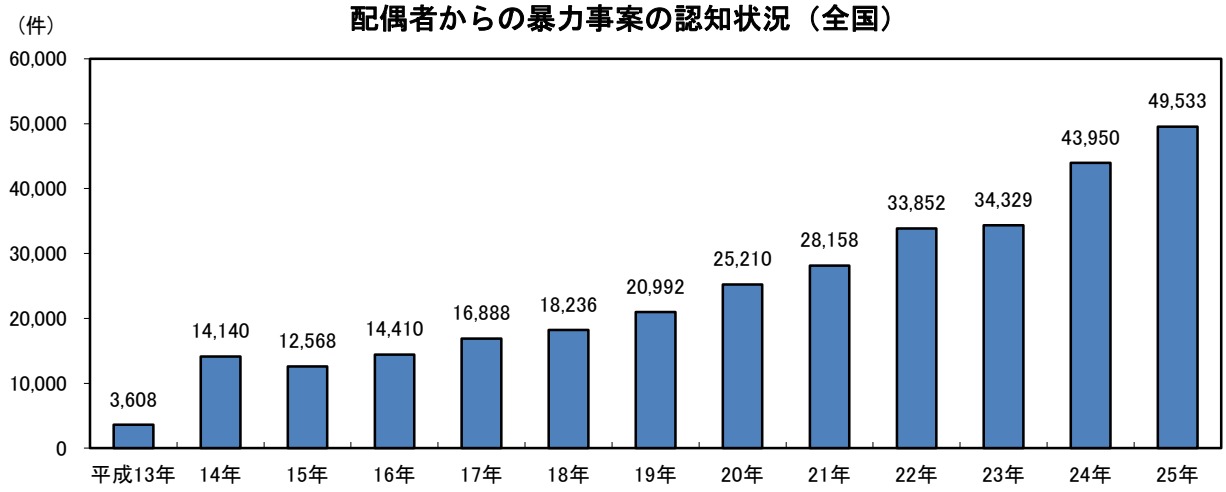

≪資料：警察庁調べ≫

注 1）配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた被害者の相談等を受理した件数
注 2）平成 13 年は，配偶者暴力防止法の施行日（10 月 13 日）以降の認知件数
注 3）法改正に伴い，平成 16 年 12 月 2 日施行以降，離婚後に引き続き暴力等を受けた事案についても計上
注 4）法改正に伴い，平成 20 年 1 月 11 日施行以降、生命等に対する脅迫を受けた事案についても計上

DV認知件数の推移（広島県）

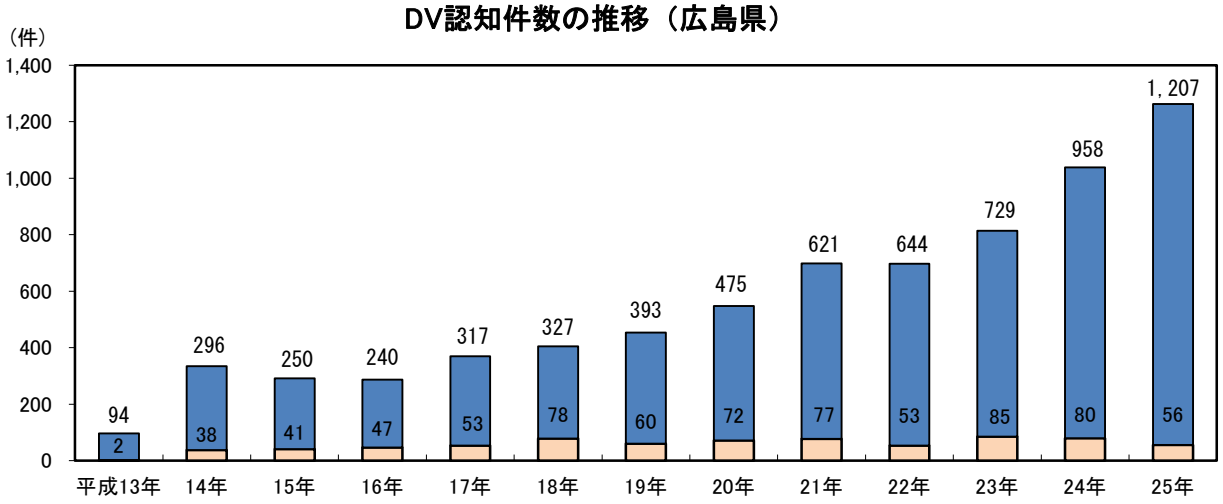

≪資料：広島県警察本部調べ≫

(2) 女性相談の状況

呉市の女性相談件数（面接・電話）は，減少傾向にありますが，内容については，年々複雑・多様化しています。

子育て支援課（呉市すこやか子育て支援センター「くれくれ・ば」，「ひろひろ・ば」）
相談は，面接・電話等により受け付けています。
毎週月～金曜日（祝祭日を除く）　8:30～17:15
土曜日（祝祭日を除く）　8:30～12:00

相談件数の推移

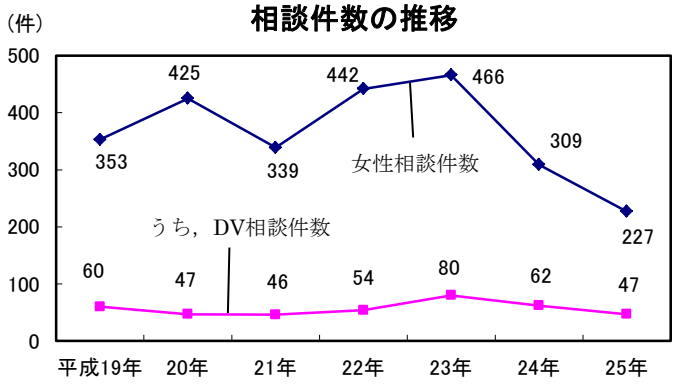

≪資料：呉市調べ≫

※ドメスティック・バイオレンス（ＤＶ）：
配偶者や恋人など親密な関係にある男女間における暴力で，身体的，精神的，経済的，性的暴力をいう。
長い間，家庭の中の問題，個人の問題として見過ごされてきたが，平成 13 年 4 月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（配偶者暴力防止法）」が制定され，社会問題として位置付けられるようになった。

Ⅲ　呉市の男女共同参画施策の実施状況（平成 25 年度の主な取組）

「くれ男女共同参画推進条例」（以下「条例」という。）の基本理念の普及や男女共同参画の推進に向けた機運の醸成を図るため，広報，啓発活動を行いました。特に計画期間を平成 25 年度から平成 34 年度までの１０年間とする「くれ男女共同参画基本計画（第３次）」の初年度にあたることから，周知のための事業及び実施基盤を整備するための事業を積極的に行いました。

(1) 呉市男女共同参画週間事業

6 月 23 日から 29 日までの「男女共同参画週間」に合わせ，「平成 25 年度　呉市男女共同参画週間事業」として，くれ男女共同参画基本計画（第 3 次）策定記念シンポジウム及びパネル展を開催しました。

●くれ男女共同参画基本計画（第3次）策定記念シンポジウム
～「ともに奏でるあしたのくれ」を目指して～

日時：6月23日（日）場所：広公民館

第1部＜分科会＞　10:00～11:30

・第1分科会　テーマ：ワーク・ライフ・バランス
「パパとママの『ライフ』と『キャリア』を叶えるパートナーシップ」
講師：林田香織さん
（ロジカル・ペアレンティングＬＬＰ代表）
企画運営：ファザーリングジャパン中国支部
参加者：33名

・第2分科会　テーマ：ＤＶ（ドメスティック・バイオレンス）
「それってラブラブ？それともＤＶ？」
講師：すぎむらなおみさん
（愛知県立高校　養護教諭）
企画運営：（一社）ガールスカウト広島県連盟
参加者：45名

第2部＜全体会＞　13:00～15:30

・くれ男女共同参画基本計画（第3次）の概要説明
説明者：岡崎仁史さん（呉市男女共同参画推進審議会会長
広島国際大学医療福祉学部・大学院医療福祉学専攻　教授）

・基調講演「ダニエルの、すごくあたりまえの男女共同参画論」
講師：ダニエル・カールさん（タレント・山形弁研究家）

・パネルディスカッション「ともに奏でるあしたのくれ」を目指して
パネリスト：ダニエル・カールさん，林田香織さん，すぎむらなおみさん，
岡崎仁史さん，松本桂子さん（呉市女性連合会会長）
コーディネーター：狩山満香（呉市市民部人権センター主幹）
参加者：400名

●男女共同参画パネル展

6月17日(月)～6月25日(火)
　広市民センター１階
　市民ギャラリー
6月26日(水)～7月5日(金)
　呉市役所１階ロビー
　出展団体　21団体

(2)呉市男女共同参画推進活動支援

男女共同参画社会の実現に向けて，自主的かつ主体的に事業を企画し，実施する団体に，事業経費の一部を助成する「呉市男女共同参画推進活動支援事業」を実施しました。

団体名・代表	（一財）呉ＹＷＣＡ　　代表　長尾　眞理子
事業名	傷ついたひとと共に歩む～地域におけるＤＶ防止支援サポーター研修～
実施日	平成26年3月15日(土) 13:00～15:00
場　所	呉ＹＷＣＡホール
内　容	講演会 講師　ＮＰＯ法人ホッとるーむふくやま代表理事　谷元絢子さん
参加者	２３名

(3)くれ男女共同参画セミナー（※対象　成人男女）

男女がともに，男女共同参画に関して総合的に学習することにより，自らの生き方を見つめ直し，いきいきと豊かに生きる道を探る機会となるよう，それぞれの課題をテーマにした男性編，子育て編としてセミナーを実施しました。

区　分	男性編	子育て編
テーマ	男性のための「語る力（ちから）」と「聴く力（ちから）」講座	子育ての喜びが倍になる!! 夫婦のための子育てセミナー
実施日	平成26年2月16日（日）13:30～16:00	平成26年①1月19日，②1月26日，③2月2日 いずれも日曜日　10:30～12:00
場　所	オークアリーナ　ミーティングルーム	福祉会館２階和室
内　容 講　師	「弱音を吐いてはいけない」などの「性役割」にとらわれ，職場や家庭・地域等でのコミュニケーションに悩む男性に対しての「男性講師」による講義とワークによる実践的な講座を実施しました。 講師：濱田　智崇さん （京都橘大学健康科学部心理学科助教）	①親子で楽しく!!ベビータッチケア 赤ちゃんへ愛情を伝える方法のひとつ，タッチケアを学びました。 講師：ＮＰＯ法人　ベビータッチケアバンビーノ ②・③子育て真っ最中の夫婦のためのワーク・ライフ・バランス 育児を楽しみ，お互いの関係を見つめ合い，今後の豊かな人生をおくるためのパートナーシップとワーク・ライフ・バランスについて，２回にわたり講義とワークショップで伝えました。 講師：人権センター職員
参加者	23名(託児利用者1名)	延べ38名

(4) 呉市職員に対する啓発

①男女共同参画セミナー

職員一人ひとりが男女共同参画に対する理解を深め，男女共同参画の視点を持って職務の遂行（施策の立案・実施）にあたり，職場全体で取り組む機運を醸成することを目的として研修を実施しました。

事業名	じぶん投資セミナー　ＴＨＥ女子会④
実施日	平成25年8月23日（金）18:00～20:30
場　所	福祉会館４階会議室
内　容	テーマ：「女子のトリセツ（取扱説明書）」 呉市女性管理・監督職員によるパネルディスカッションを行いました。 パネリスト：都市部　武内副部長，人権センター　狩山主幹，介護保険課　多田係長 コーディネーター：人権センター　山口主査
参加者	19名

事業名	じぶん投資セミナー　ＴＨＥ女子会⑤
実施日	平成26年1月24日（金）18:00～20:30
場　所	福祉会館５階ホール
内　容	テーマ：「ワールドカフェで女子力向上」 「いきいきと楽しく働く職場を（私たちが）つくるには？」をテーマに『ワールドカフェ』という手法を用いて話し合いました。 ファシリテーター：人権センター　山口主査
参加者	53名（託児利用者1名）

②呉市職員に対するＷＬＢ（ワーク・ライフ・バランス）の周知啓発

呉市職員に対する啓発として，ＷＬＢ（ワーク・ライフ・バランス）に関する情報を誰でも見ることができる庁内ＬＡＮ掲示板に人事課と合同で毎月１回掲載しました。

(5)ＤＶ防止啓発

①ＤＶ防止啓発パネル展

11 月 12 日から 11 月 25 日までの「女性に対する暴力をなくす運動」実施期間及び１１月の児童虐待防止推進月間に合わせて，ＤＶ（配偶者等からの暴力）防止啓発パネル展と児童虐待防止啓発パネル展をいっしょに，６カ所で開催しました。

【期間及び場所】

・平成 25 年 10 月 29 日(火）～ 11 月　1 日（金）　広市民センター　1 階市民ギャラリー
・平成 25 年 11 月 15 日(金）～ 11 月 21 日（木）　安浦市民センター　1 階ロビー
・平成 25 年 11 月 11 日(月）～ 11 月 15 日（金）すこやかセンター　1 階ロビー
・平成 25 年 11 月 11 日(月）～ 11 月 17 日（日）　音戸市民センター　1 階ロビー
・平成 25 年 11 月 18 日(月）～ 11 月 24 日（日）　昭和市民センター　1 階ロビー
・平成 25 年 11 月 25 日(月）～ 11 月 29 日（金）　呉市役所　1 階ロビー

②「女性に対する暴力をなくす運動」啓発講演会

デートＤＶを正しく理解し，その対応を学ぶため，１１の団体の後援をいただいて講演会を開催しました。

事業名	「女性に対する暴力をなくす運動」啓発講演会
実施日	平成25年11月17日(日）13:30～15:00
場　所	福祉会館５階ホール
内　容	テーマ：メール相談から見た子どもたちの現状 ～デートＤＶとその対応～ 講師：上村茂仁さん （ウイメンズクリニック・かみむら院長・ デートＤＶ防止プロジェクト・おかやま副代表）
参加者	32名

③「二次加害」防止研修

ＤＶについての「相談体制の充実」，「被害者支援の充実」のために，職員・支援者の資質の向上を目的として開催しました。

事業名	「二次加害」をしないまちづくりのための職員・支援者研修 ＤＶ防止研修　～二次加害しないために～
実施日 参加者	平成25年10月22日(火）13:30～16:30　31名（呉市管理職） 10月23日(水）10:00～11:00　17名（民生委員児童委員・人権擁護委員・警察職員・法務局職員・DV防止啓発団体・婦人保護施設職員） 〃　11:00～12:30　15名　※内30分は昼食ミーティング（人権擁護委員・DV防止啓発団体・婦人保護施設職員） 〃　13:30～16:30　44名（呉市職員）
場　所	福祉会館５階ホール
内　容	テーマ：ＤＶ被害女性と子どもへの二次加害のない支援 講師：松本和子さん （ＮＰＯ法人　女性ネット Ｓａｙａ－Ｓａｙａ　代表理事）

④ＤＶ相談先ミニガイドブックの作成・設置

ＤＶの相談先を市民のみなさんに知っていただく取組のひとつとして，相談先ミニガイドブックを作成・配布しています。（平成 23 年度より）

平成 25 年度は内容にＤＶ被害者とその周囲の人に，正しく認識してもらうためのメッセージも追加し，新たに作成しました。

このガイドブックは，広く市民の方々にも作成の協力をお願いしており，設置についても，市役所等の公共施設だけでなく，ホテルやホームセンター，病院，大学，事業所等から協力の申出がありました。

また，市民の方々も事業所等へ設置の働きかけをしてくださる等，ＤＶ防止に向け市民・事業所・市の協働した取組となっています。

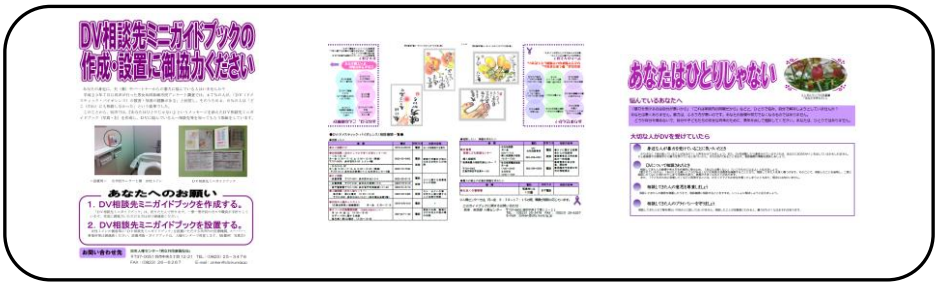

(6) 男女共同参画に関する企業の取組状況調査

市内事業所の男女共同参画の取組や意識等の実態を把握し，今後の施策に反映させていくために実施しました。

【主な調査項目】

Ⅰ女性の就業状況
Ⅱ職場環境整備の進捗状況

企業の取組状況調査	
調査区域	呉市全域
調査対象	市内に事業所のある概ね従業員３０人以上の企業 呉市人権尊重企業連絡協議会に加入している企業
標本数	３３４事業所
調査方法	郵送による配布・ＦＡＸ回答
調査期間	平成２５年７月２４日（水）～８月１０日（土）
回収率	４７．７％

(7) 男女共同参画情報紙「アンサンブル」の発行

男女共同参画に関する情報紙を企画編集し，発行しました。

第 24 号：「デートＤＶ」をなくしたい～呉市のとりくみ～
13，000 部発行

第 25 号：「いざ！に備える」～防災と男女共同参画～
13，000 部発行

(8) 人権啓発講師派遣事業

男女共同参画をテーマにした研修へ人権センター職員を講師として派遣したのは市内 14 カ所で，そのうち，市内中学校１校，高校４校には「デートＤＶ防止」をテーマとした研修を行いました。

Ⅳ　「くれ男女共同参画基本計画（第３次）」の指標と現況値・目標値

推進パターンＡ：先行型で推進

目標	方針	施策	指　　標	設定時(H23)	現況値(H25)	中間のめやす(H29)	目標値(H34)
Ⅰ	1	1	「男は仕事，女は家庭」という性別によって役割を固定化する考え方に反対する人の割合	男性 52.9% 女性 62.2%	―	男性 70% 女性 75%	いずれも 80%
Ⅱ	1	1	女性委員のいない審議会数	6 （平成 24 年）	4 （平成２６年）	2	0
Ⅲ	1	1	男性の育児休業取得率（市職員）	4.2%	3.8%	12%	15%
	1	1	市職員の年次有給休暇取得日数	9.06 日	８日	13 日	15 日
Ⅳ	1	2	配偶者や恋人間における「手でぶつ」「殴るふりをして脅す」の各行為について，暴力だと思う人の割合	手でぶつ 73.5% 殴るふりをして脅す 59.2%	―	手でぶつ ９０% 殴るふりをして脅す ８０%	手でぶつ 100% 殴るふりをして脅す 100%
	1	2	中学校・高等学校等におけるデートＤＶ防止に関する取組を行う割合（高等専門学校，定時制を含む）	2.2% （1 校）	80.0% （36 校） ※道徳教育の一環として実施したものも含む。	84.4% (38 校)	100% (45 校)

推進パターンＢ：積み上げ型で推進

目標	方針	施策	指　　標	設定時(H23)	現況値(H25)	中間のめやす(H29)	目標値(H34)
Ⅱ	1	1	審議会等委員に占める女性の割合	23.1% （平成 24 年）	23.1% （平成２６年）	30%	35%
Ⅲ	1	1	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）という言葉と内容を知っている割合	市民 29.7% 企業 91.3%	―	市民４５% 企業９５%	市民 65% 企業 100%
	1	2	家庭生活で「介護・看護」を主に妻だけが行う人の割合	56.9%	―	40%	20%
	1	3	地域活動や市民活動に参加している男性の割合	25.9%	―	38%	50%

推進パターンＣ：後追い型で推進

目標	方針	施策	指　　標	設定時(H23)	現況値(H25)	中間のめやす(H29)	目標値(H34)
Ⅰ	1	1	「社会全体」で男女の地位が平等だと思う人の割合	男性 23.3% 女性　10%	―	男性 35% 女性 20%	いずれも 50%
Ⅱ	1	1	市の管理職に占める女性職員の割合	2.2% （平成 24 年）	1.8% （平成２６年）	5%	10%
	1	2	女性の管理職がいる事業所の割合	42.1%	38.4%	50%	70%
	2	1	女性の単位自治会長の割合	6.9% （平成 24 年）	8.2% （平成 26 年）	10%	15%
Ⅲ	1	2	家庭生活で「育児（乳幼児の世話）」を主に妻だけが行う人の割合	73%	―	60%	30%
	2	2	広島県仕事と家庭の両立支援企業登録数（市内企業）	35 社	58 社 （平成 26 年）	42 社	70 社
	2	2	女性の労働力率（３０～３４歳）	64.8%	―	70%	80%
	2	2	男性の育児休業取得率（市内企業）	0.6%	1.9%	4%	13%

くれ男女共同参画推進条例

平成13年12月21日
条例第26号

目次

前文
第１章　総則（第１条―第７条）
第２章　基本的施策（第８条―第16条）
第３章　呉市男女共同参画推進審議会（第17条・第18条）
付　則

呉市は，美しい瀬戸内海と灰ヶ峰，休山が織り成す風光明媚な自然に恵まれ，「ものづくり」のまちとして発展を遂げてきた。

21世紀を迎え，社会経済活動の成熟化や少子・高齢化，高度情報化等が急速に変化する中で，ゆとりと豊かさが実感でき，個性と輝きのある創造性豊かな都市として更に発展を続け，また，人が人として大切にされ互いに支え合う，やさしさあふれる都市（ハーティポリス）を創造していくには，男女が互いにその人権を尊重し責任も分かち合い，性別にかかわりなく，その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が，緊要な課題である。

呉市では，男女共同参画を推進するために様々な取組を計画的に展開してきたところではあるが，性別による固定的役割分担意識やそれに基づく社会慣行は依然として根強く，女性の労働力率も出産・子育て期に大きく低下する傾向があり，家庭生活と他の活動との両立が必ずしも十分でない等，真の男女平等を達成するには，なお一層の努力が必要である。

こうした現状を踏まえ，更に豊かで活力ある呉市を創造し，未来に引き継いでいくためには，地域社会を構成する市，市民及び事業者が自らの役割や責任を自覚し，自らの意思と相互の協力により，積極的に男女共同参画に関する施策を推進しなければならない。

私たちは，市，市民及び事業者の協働によって，男女共同参画社会の実現を図るため，この条例を制定する。

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は，男女共同参画の推進に関し必要な事項を定めるとともに，本市の男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進し，市，市民及び事業者が積極的に役割を担い合う協働によって豊かで活力ある男女共同参画社会の実現を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において，次の各号に掲げる用語の意義は，それぞれ当該各号に定めるところによる。

⑴　男女共同参画　男女が社会の対等な構成員として，自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され，もって男女が均等に政治的，経済的，社会的及び文化的利益を享受することができ，かつ，共に責任を担うことをいう。

⑵　積極的改善措置　前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため，必要な範囲内において，男女のいずれか一方に対し，当該機会を積極的に提供することをいう。

⑶　セクシュアル・ハラスメント　性的な言動により，その言動を受けた個人の生活の環境を害すること又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えることをいう。

（基本理念）

第３条　男女共同参画の推進は，家庭，職場，学校，地域その他の社会のあらゆる分野において，男女の個人としての尊厳が重んじられること，男女が直接又は間接に性別による差別的な扱いを受けないこと，男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として行われなければならない。

２　男女共同参画の推進に当たっては，社会における制度又は慣行が，性別による固定的な役割分担等を反映して，男女の社会におけるあらゆる活動の自由な選択を妨げることのないよう配慮されなければならない。

３　男女共同参画の推進は，男女が社会の対等な構成員として，市その他の団体における政策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として行われなければならない。

４　男女共同参画の推進は，男女が相互の協力と社会の支援の下に，子の養育，家族の介護等家庭生活における活動と職業生活その他の活動とを両立して行うことができるようにすることを旨として行われなければならない。

５　男女共同参画の推進に当たっては，男女がお互いの理解の下で，生涯にわたる妊娠，出産その他の性と生殖に関する事項に関し，自らの決定が尊重され健康な生活を営むことについて配慮されなければならない。

６　男女共同参画の推進は，当該取組が国際社会における取組と密接な関係を有していることに留意し，協調して行われなければならない。

（性別による権利侵害の禁止）

第４条　だれであっても，家庭，職場，学校，地域その他の社会のあらゆる分野において，性別を理由とする権利侵害や差別的な取扱いを行ってはならない。

２　だれであっても，家庭，職場，学校，地域その他の社会のあらゆる分野において，セクシュアル・ハラスメントその他の人権を侵害する性的な言動や性暴力を行ってはならない。

３　だれであっても，配偶者等に身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為を行ってはならない。

（市の役割）

第５条　市は，男女共同参画社会の形成に向けての責任を自覚し，実施するあらゆる施策に男女共同参画の視点を取り入れ，関係機関と連携し，男女共同参画に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的かつ計画的に実施するものとする。

２　市は，男女共同参画の推進に当たり，市民及び事業者と協働して取り組むものとする。

３　市は，男女共同参画に関する施策を推進するため，必要な財政上の措置その他の措置を講じるように努めるものとする。

（市民の役割）

第６条　市民は，男女の性別による差別的取扱いを排除するとともに，固定的な役割分担意識に基づく制度や慣行を改善するよう努めるものとする。

２　市民は，家庭，職場，学校，地域その他の社会のあらゆる分野において，男女共同参画の推進に寄与するように積極的に取り組むものとする。

（事業者の役割）

第７条　事業者は，男女が職場における活動に対等に参画する機会の確保に努めるとともに，職業生活における活動と育児や介護等の家庭生活における活動その他の活動とを両立して行うことができる職場環境を整備するように努めるものとする。

２　事業者は，その事業活動に関し，男女共同参画の推進に寄与するように積極的に取り組むものとする。

３　事業者は，市が実施する男女共同参画に関する施策に協力するものとする。

第２章　基本的施策

（基本計画）

第８条　市長は，男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため，基本計画を策定しなければならないものとする。

２　基本計画には，次に掲げる事項を定めるものとする。

⑴　男女共同参画社会の形成の促進に関して総合的かつ長期的に講じるべき施策の基本的事項

⑵　前号に掲げるもののほか，男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

３　市長は，基本計画の策定及び変更について，市民及び事業者との協働により行い，当該策定及び変更をしたときは，速やかに公表するものとする。

４　市長は，基本計画の策定及び変更に当たっては，あらかじめ，呉市男女共同参画推進審議会の意見を聴くものとする。

（年次報告）

第９条　市長は，基本計画に基づいた施策の総合的な推進を図るため，男女共同参画に関する施策の実施状況を調査分析した報告書を作成し，これを公表するものとする。

（市の施策・方針決定過程への女性の参画推進）

第10条　市は，率先垂範して，施策・方針決定過程への女性の参画を推進するため，次に掲げる事項を行うものとする。

⑴　市の執行機関である委員会の委員若しくは委員又は附属機関である審議会等の委員その他の構成員の選出に際して，女性の登用に努めること。

⑵　市の行政機関における男女共同参画を図るため，女性職員の積極的な職域の拡大，登用及び能力開発に努めること。

⑶　職員が職業生活と家庭生活その他の活動とを両立することができるよう支援するため，育児休業，介護休暇等の制度について，性別にかかわりなく共に活用できる環境づくりに努めること。

（男女共同参画に関する教育，学習の振興）

第11条　市は，市民が男女共同参画に対する関心と理解を深めることができるようにするため，家庭教育，学校教育及び社会教育のあらゆる分野の教育において，男女共同参画に関する教育，学習の振興について必要な施策を行うものとする。

（家庭生活と職業生活その他の活動の両立支援）

第12条　市は，男女が共に家庭生活における活動と職業生活その他の活動とを両立することができるよう，子育てや介護等の支援を行うものとする。

（情報収集と調査研究）

第13条　市は，男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため，情報収集及び調査研究を行うものとする。

（市民の理解を深めるための措置）

第14条　市は，市民及び事業者の男女共同参画の推進についての理解を深めるため，広報啓発活動を行うものとする。

（男女共同参画の推進に向けた支援）

第15条　市は，市民及び事業者が行う男女共同参画への取組（積極的改善措置を含む。）が促進されるよう，必要な情報提供その他の協力を行うものとする。

（苦情又は相談への対応）

第16条　市は，男女共同参画の推進を阻害する問題についての苦情又は相談を受けた場合は，関係機関との連携を図りながら適切に対応するものとする。

第３章　呉市男女共同参画推進審議会

（審議会の設置）

第17条　市は，男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議するため，呉市男女共同参画推進審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（審議会の組織，運営）

第18条　審議会は，15名以内の委員をもって組織し，男女のいずれか一方の委員の数は，委員総数の10分の４未満であってはならないものとする。

２　委員は，市民及び学識者等のうちから市長が委嘱する。

３　委員の任期は，２年とする。ただし，補欠委員の任期は，前任者の残任期間とする。

４　委員の再任は，これを妨げないものとする。

５　前各項に規定するもののほか，審議会の組織，運営について必要な事項は，市長が別に定めるものとする。

付　則

この条例は，公布の日から施行する。

呉市男女共同参画都市宣言

呉市は，瀬戸内の美しい自然と，先人達が築いてきた「ものづくり」のまちとしての歴史と文化に囲まれた魅力あふれるまちです。

21世紀を迎え，少子・高齢化等，社会が大きく変化するなか，人が人として大切にされ，やさしさあふれるまちとして更に発展していくためには，家庭に，職場に，地域に，男女が互いにその人権を尊重し，個性と能力を十分発揮し，責任も分かちあえる社会を実現していかなければなりません。

呉市は，市制100周年を迎え，新たな100年に向けての第一歩を踏み出す今，市・市民・事業者が協働して男女共同参画のまちづくりに取り組み，「誰もが住みやすく住んでみたい呉市」を目指して「男女共同参画都市」を宣言します。

平成15年1月28日
呉市長

平成26（２０１４）年版
呉市の男女共同参画に関する年次報告
（ダイジェスト版）
平成２６年１２月発行

編集･発行　呉市市民部人権センター「男女共同参画担当」
〒737-0051　呉市中央5丁目12番21号
電話　(0823)25-3476
FAX　(0823)26-6267
E-mail　zinken@city.kure.lg.jp